

## 財団法人しずおか健康長寿財団 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人しずおか健康長寿財団(以下「財団」という。)の理事長、副理事長(常勤の副理事長に限る。以下同じ。)、常務理事及び顧問の報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 理事長、副理事長、常務理事及び顧問には報酬を支給する。

2 報酬月額、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第3条 副理事長及び常務理事には通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額は、財団法人しずおか健康長寿財団職員給与規程(以下「財団職員給与規程」という。)の例による。

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日、12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する副理事長及び常務理事に対して支給する。ただし、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても支給することができる。

2 期末手当額は、それぞれの基準日(退職し、又は死亡した者にあつては、その日)における報酬月額に、基準日が6月1日の場合においては100分の195、12月1日の場合においては100分の220を乗じて得た額に、基準日以前の在職期間区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 か月以上	100 分の 100
5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
3 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
3 か月未満	100 分の 30

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 12 月 21 日に施行し、同年 12 月 1 日から適用する。

(平成 19 年 12 月の期末手当)

- 2 平成 19 年 12 月に支給する期末手当については、改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、報酬月額に 100 分の 237.5 を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する暫定措置)

- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当については、第 4 条第 2 項に規定する報酬月額に 100 分の 215 を乗じて得た額にかかわらず、暫定的に報酬月額に 100 分の 195 を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。